

平成27年第2回防府市議会臨時会会議録

○平成27年5月18日（月曜日）

○議事日程

平成27年5月18日（月曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 会期の決定
 - 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
 - 5 報告第 4号 専決処分の報告について
 - 6 報告第 5号 契約の報告について
 - 7 報告第 6号 変更契約の報告について
 - 8 報告第 7号 変更契約の報告について
 - 9 議案第54号 工事請負契約の一部変更について
 - 10 議案第55号 防府市介護保険条例中改正について
 - 11 議案第56号 平成27年度防府市一般会計補正予算（第3号）
 - 12 議案第57号 平成27年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	和田敏明君	2番	藤村こずえ君
3番	清水浩司君	4番	山下和明君
5番	重川恭年君	6番	山田耕治君
7番	三原昭治君	8番	河杉憲二君
9番	山根祐二君	10番	安村政治君
11番	橋本龍太郎君	12番	吉村弘之君
13番	山本久江君	14番	田中敏靖君
15番	中林堅造君	16番	久保潤爾君
17番	田中健次君	18番	平田豊民君

19番	今津誠一君	20番	木村一彦君
21番	上田和夫君	22番	行重延昭君
23番	松村学君	24番	高砂朋子君
25番	安藤二郎君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
教育長	杉山一茂君	代表監査委員	中村恭亮君
総務部長	原田知昭君	総務課長	河田和彦君
総合政策部長	平生光雄君	生活環境部長	福谷真人君
健康福祉部長	藤津典久君	産業振興部長	山本一之君
産業振興部理事	本田良隆君	土木都市建設部長	山根亮君
入札検査室長	金谷正人君	会計管理者	桑原洋一君
農業委員会事務局長	末岡靖君	監査委員事務局長	藤本豊君
選挙管理委員会事務局長	福田直之君	消防長	三宅雅裕君
教育部長	末吉正幸君	上下水道局長	清水正博君

○事務局職員出席者

議会事務局長 中村郁夫君 議会事務局次長 中司透君

午前10時 開会

○議長（安藤 二郎君） ただいまから、平成27年第2回防府市議会臨時会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部については、熊谷産業振興部理事が欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

24番、高砂議員、1番、和田議員、御両名にお願い申し上げます。

会期の決定

○議長（安藤 二郎君） 会期についてお諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程に基づいて進行したいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて

○議長（安藤 二郎君） 承認第1号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、本市の市税条例、市税条例等の一部を改正する条例及び都市計画税条例もこれに準じて改正する必要が生じましたが、市議会にお諮りする時間的余裕がございましたので、専決により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

改正の内容につきましては、法人市民税の均等割の税率適用区分である資本金等の額の定義を見直すもの、市民税の所得割の納税義務者がふるさと納税により、寄附金税額控除の適用を受けようとする場合の特例を定めるもの、3年に一度の固定資産の評価替えの年に当たり、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を3年延長するもの及び二輪車等に係る軽自動車税の税率の引き上げ時期を1年延期するもののほか、条文整備を行うものでございます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 今、市長の提案の中でありましたけれども、ふるさと納税について、ワンストップ特例制度というような形で、ふるさと納税がしやすくなるような改正がこの中に盛り込まれておりますが、ふるさと納税については、一部の自治体、防府市

ではそういうことはしておらないと思うんですが、一部の自治体では非常に過熱をしておるといことが言われております。

そういうことに基づいて、こういう形ですればふるさと納税がある意味ではしやすくなるということで、ある意味では促進をするという流れになっていくんだと思うんですが、同時に、これは27年の4月1日付で地方創生同法施行令、同法施行規則の改正等についてという通知文書が総務省から出されております。

その中で、例えばこういうことが書いてあります。「返礼品、特産品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示による寄附の募集をする行為を行わないようにすること」ということで、返礼品の価格や返礼品の価格の割合、寄附額の何%相当などの表示をやらないということが1つ。

それから、もともとその寄附金を活用するというものでありますので、返礼品を送付するに当たって、換金性の高いプリペイドカード等、それから高額または寄附額に対し、返礼割合の高い返礼品、特産品というものについてはやめなさいと、こういうことが出ておりますが、まずこういった点について、防府市は新年度予算において、特産品、返礼品などの見直しを行うみたいなのが書いてありますが、こういった総務省の求める対応についてクリアというのか、そういうことについて問題が起こらないような状況であるのかどうか、これをちょっとまず確認したいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 総合政策部でございます。

市のホームページにも掲載しておりますが、防府市からの寄附金納税に係ります謝礼につきましては、5,000円から1万円までの謝礼につきましては、防府の魅力の一部が入ったセット、幸せますコーヒーとか天神鱧の雑炊とかという返礼品を差し上げております。一番高額なのは3万円以上でございますけれども、これにつきましては、天神鱧のお食事券約1万2,000円相当、寄附額に対して4割程度でございますが、そのような返礼品を行っております。

おおむね各自治体におきましては、4割から5割の返礼がなされておるようでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） わかりました。その4割、5割というのが適切なのかどうかちょっとよくわかりませんが、もう一つその総務省の通知の中でこういうことが書いてあります。その対価として受け取る物については、当該返礼品、特産品を受け取った場合、

当該経済的利益については一時所得に該当するものだと。それは寄附をした自治体が、その寄附をした人に対して相当の物を与えるわけだから、それは一時所得だと。先ほど、ハモ雑炊のそういった物が1万2,000円ということであれば、それは1万2,000円の一時所得をその方が受け取ったということになるわけです。

そうなりますと、高額の、まだそういった返礼品をしておる自治体もあります、ホームページ見ると。そういったことを集めた、市民団体がよくわかりませんが、そういうページもあります。そういうことになると、防府市民がそういうふうな高額の返礼品をもらえるところにふるさと納税という形で寄附をすると。その分だけ防府市の税収入が空洞化するわけですが、それに見合った一時所得がその方には入るわけで、そういったものについては、きちっとした一時所得を防府市として課税すべきではないかと思いますが、こういうことについては、その寄附した先の自治体から、返礼品が幾ら相当の一時所得になるのかということデータをもらって、一時所得については当然控除額もありますから、かなり大幅なふるさと納税をしないとその控除額を超えることはないと思いますが、その辺の対応についてはどういうふうにご考えておるのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 生活環境部でございます。

ただいま田中議員より御質問いただきました一時所得での課税の件につきましては、確かに総務省から今回の法令及び規則の改正に基づいて、一時所得に該当するものであることというような通達が来ておるわけではございますが、一時所得による課税ということになりますと、国税にも当然関係してくることでございます。この件につきまして、まだ私も国税との調整も図られておりませんし、地方税の税制に関するものでございますので、県とも今後情報を収集し、協議をしながら、課税について検討していきたい、制度をきちんとつくってきたいというふうにご考えております。今のところそういった状況でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 27年度中の寄附について、翌年にそういったものが反映されるということでありましょうから、きょうの場で明確な回答が得られなくてもその辺は理解しますが、この辺について、ある意味では過度なそういった返礼品、特産品のものについてはやはり節度を持つべきではないかと思っておりますので、この辺の対応をきちっとして、市の税収が空洞化しないように対応していただきたいということを求めたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ただいま御質問のありましたふるさと納税の問題につきまして

は、全国市長会でも非常に大きな議論を実は呼んでおります。先般行われた中国市長会でも総務省の役人がこの点についてかなり深掘りをした発言もございまして、これからいろんな形で議論を呼んでいくであろうと思っております。

御高承のとおり、ふるさと納税、始まったころは、防府市は防府市の何ですか、コンビニで使えるああいのようなものをほんのお気持ちとして、お礼の手紙と一緒に添えて送っていたわけでありまして、私個人的にはそこらの節度を持った形をとっていかななくてはいけないのではないかと。今、港区さんのほうでは、ふるさと納税をどんどんする方々がおられて、港区に入ってくる税金が少なくなってくるというような弊害も言われているところでもございますので、御指摘のとおり、慎重にしっかりと見定めながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○23番（松村 学君） ただいま田中議員から、ふるさと納税の過熱合戦が全国で展開しているということで、私も以前、これについて質問をさせていただいたところでございますけれども、一つだけ確認といたしますか、以前、私のほうで当然こういう中で、防府市に入ってくるそういったふるさと納税もありますけれども、出ていく納税も必ずあると。この収支、最終的に防府市は得をしているのか、損をしているのかというような話をさせていただきました。

今回、ワンストップ特例が適用されることによって、かなり簡素化になりました。以前は、税務署からふるさと納税者のほうへ還付をするということで、そういう手続の中で、その入りと出が市としてはわからないというようなこともありましたけど、今回の特例によりまして、市町村と納税者のやりとりがかなり簡素化するということで、見えてくるのかなというように思ってるんですけど、その辺についてはどのようにお考えなのか、ちょっと確認させてください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 私のほうからは、税のほうの関係といたしますか、ふるさと納税をやったことに対する控除といたしますか、そちらの方面の関係で申しますと、確かに防府市民の方が他の市へふるさと納税で納税された場合、確かに市民税が控除という形になってまいりますので、きちんと把握できるわけでございます。その点でいきますと、入ってくるほうから申しますと、市の一般会計のほうに入っておりますので、直接税収として入ってくるわけではないので、その辺との絡みもございまして、今後はできるだけそういった情報を、出ていったものと入ってくるものと、できるだけ関連づけて把握できるように努めたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○23番（松村 学君） ぜひともよろしくお願ひします。また、そういった情報を議会のほうにもぜひお寄せいただきたいと思います。

前も申し上げましたけど、防府市におきましては、ふるさと納税は多くても大体700万円ぐらいだったと思います。私も先般驚きましたけども、ほんと十数万ぐらいの都市でふるさと納税が行き過ぎて、14億円もあるというような話もあって、この桁違いの差は何なんだろうと。しかも逆に向こうもふるさと納税がなくなったら困るというぐらいの発言をされました、ある議員、その議員なんですけど。そういったことも考えますと、確かにそういう縛りも必要であると思ひますけど、それになるまでどんどんやっっていく、そういったポータルサイトがあつて、ショッピングセンターの情報みたいな感じの、そういったサイトもありますし、手軽にできるんですね。だから、ぜひともまたその辺を分析して、防府市としていい結果が出るように、ぜひともよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よつて、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よつて、承認第1号については、これを承認することに決しました。

報告第4号専決処分の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第4号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第4号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、平成26年10月31日午後2時50分ごろ、社会福祉課の職員が公務のため、車両で主要地方道防府環状線を西に進行中、江泊保育所の西の大字江泊2297番1地先において、店舗駐車場から主要地方道防府環状線を西に進行しようと進入してきた相手方の車両と接触し、双方の車両が損傷したものでございます。このたび車両の修理が終了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

なお、職員の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意を促しておりますが、今後、交通安全指導をより一層徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第4号を終わります。

報告第5号契約の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第5号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第5号契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、西浦小学校仮設教室賃貸借契約ほか3契約につきまして、御報告申し上げます。

報告いたします契約は、お手元にお示しいたしておりますとおりでございますが、西浦小学校仮設教室賃貸借契約につきましては、入札により落札者と決定いたしました事業者と締結したものでございます。

また、地域包括支援センター業務委託に関する3契約につきましては、企画競争である公募型プロポーザル方式の手続により、参加のありました事業者について審査を行いました結果、委託候補者として特定いたしました相手方とさらに協議を行い、契約を締結したものでございます。

これをもちまして、報告にかえさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） まず、最初の1の仮設教室の賃貸借契約ですが、契約が指名競争入札となっておりますが、何者の指名競争入札なのか、これについてまた市内と市外の業者の割合について教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

入札業者は6者でございます。市内が1者、県内が2者、県外が3者となっております。以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 市内が1者というのはちょっと残念ですが、事業の実情などからいってやむを得ないのかもしれないかもしれません。

次の2の地域包括支援センターについてですが、この中の（1）の東、それから（2）の西は9,000万円規模の契約金額ですが、（3）の南については7,000万円、8,000万円弱という形で契約の金額の規模が少し小さいんですが、これは地域のエリアが変わっても相談員だとか、そういったマンパワーについては本来差があるべきではないと思うんですが、そういった違いが出ておるわけでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 健康福祉部でございます。今の御質問にお答えいたします。

南がほかよりも安いということですが、これは人件費が主なものでございまして、規則により6,000人までは何名の3職種の人間を入れなさいと決まっております。うちのほうの要綱で、その地域の1号被保険者数が6,000人を超える場合に、6,000人から7,000人までは4名、7,000人から8,000人までは5名、8,000人以上1万人未満は6名というふうに、3職種の職員を人数配分を決めております。その中で、南につきましては7,077人ということで5人に該当いたします。ちなみに東と西は、9,500人をともに超えておりまして6人の配置ということになっておりまして、人件費相当額が契約金額に反映しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第5号を終わります。

報告第6号変更契約の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第6号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第6号変更契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、平成24年6月の市議会定例会において報告いたしました地域包括支援センター業務委託契約の変更契約について、御報告申し上げるものでございます。

報告いたします契約は、お手元にお示しいたしておりますとおり、平成24年3月27日に、社会福祉法人博愛会と締結いたしました地域包括支援センター業務委託契約について、契約金額の変更をしたものでございます。

これを持ちまして、報告にかえさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第6号を終わります。

報告第7号変更契約の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第7号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第7号変更契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、平成26年9月の市議会定例会において報告いたしました防府市公共下水道防府浄化センターの長寿命化（第1期）工事委託に関する協定の変更協定につきまして、御報告申し上げるものでございます。

報告いたします協定は、お手元にお示しいたしておりますとおり、平成26年8月13日に、日本下水道事業団と締結いたしました防府市公共下水道防府浄化センターの長寿命化（第1期）工事委託に関する協定について、契約金額の変更をしたものでございます。

これを持ちまして、報告にかえさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第7号を終わります。

議案第54号工事請負契約の一部変更について

○議長（安藤 二郎君） 議案第54号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第54号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、平成26年2月の市議会定例会で議決を得て、契約を締結し、施工をしております防府市立桑山中学校校舎改築（建築主体）I期工事の請負契約の一部変更についてお諮りするものでございます。

内容につきましては、公共工事設計労務単価の上昇に伴う、いわゆるインフレスライド条項の適用による労務単価等の見直しのため、当初の設計を変更し、変更契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 今の市長の提案の中で、労務単価が変わるということではある程度理解ができるんですが、今回、議案参考資料に出されておりますが、39ページで、公共工事設計労務単価の上昇に伴い、労務単価等を見直すための設計変更というふうに書いてあります。

前にも労務単価云々があつて、それは昨年6月に議案参考資料の36ページから37ページであります。これでは公共工事設計労務単価の変更と、前はただ労務単価が上がったから変更するという書き方がありますが、今回は理由の説明が労務単価の上昇に伴いと、労務単価等を見直すための設計変更と、ちょっと言い回しが違うんですけれども、これは内容的には昨年6月と今回と内容的に違うものなんでしょうか。同じように労務単価がただ単に上がったということなんでしょうか。上がったとすれば、どうしてこういう違う表現になっておるのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 教育委員会でございます。お答えいたします。

このたびの変更契約につきましては、いわゆるインフレスライドと申しまして、工事受注後、物価や労務単価の変動等がございまして、請負金額が著しく不相当となった場合、残工事が基準日から、今回の基準日は27年3月1日から2カ月以上ある工事について、受注者は工事請負契約25条第6項のインフレスライドの条項の定めに基づきまして、残

工事の1%を超える額について、賃金等の変動に対する請負代金等の変更を請求することができる制度というものがございます。これ、全国版でこういう制度がございます。具体的に申しますと、この工事がこの5月29日を完了目標といたしております。残りの工事、内装工事が残っておるんですが、そのうち石こうボード系の工事の上昇率、これは労務単価も含んだ資材の価格なんですけど、これが著しく高騰してるということで、業者のほうから請求があったものでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） そうしますと、前回のときは単なる労務単価の変更であるということで、今回はインフレスライド制度という異なった形のものであるので、この辺の書きぶりが変わってきてると、こういうふうに理解していいわけですね。はい。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第54号については、原案のとおり可決されました。

議案第55号防府市介護保険条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第55号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第55号防府市介護保険条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法及び介護保険法施行令の改正に伴い、本年3月の市議会定例会で御承認いただきました平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の介護保険料率

のうち、特に所得の低い被保険者の保険料率を改定しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、消費税率の引き上げによる公費を投入して、低所得者の保険料を軽減する仕組みが設けられたため、第1号被保険者の介護保険料率のうち、平成27年度及び平成28年度の各年度における第1段階の被保険者の保険料率について、3万2,810円を2万9,520円に減額するものでございます。

なお、消費税率の引き上げに伴い、平成29年度からは、第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料率につきましても軽減されることとなっております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 介護保険料については、当初と比べるとかなり今回の第6期においては上がっておるわけでありまして。そして、当初は5段階でありましたものを所得段階に応じて今では11段階にまでして、負担ができる方には負担をしていただくという考え方もかもしれませんが、そういうふうに細分化もされております。そういった高い保険料をこういった形の措置で引き下げると、第1段階に限ってでありますけれども、引き下げることであるので賛成をいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第55号については、原案のとおり可決されました。

議案第56号平成27年度防府市一般会計補正予算（第3号）

○議長（安藤 二郎君） 議案第56号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第56号平成27年度防府市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

まず、1ページの第1条におきまして、歳入歳出それぞれ1,666万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を411億854万2,000円といたしております。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、御説明を申し上げます。

事項別明細書の8ページをお願いいたします。上段の2款総務費1項総務管理費9目企画費の地域創生推進事業につきましては、総務省が開設をいたしました全国の自治体の移住に関する総合ポータルサイト「全国移住ナビ」に掲載する動画の作成や情報の収集・登録に係る経費を計上いたしております。

また、歳入におきましては、雇用保険料の被保険者負担金をあわせて計上をいたしております。

次に、2段目の3款民生費1項社会福祉費4目高齢者福祉費の介護保険事業特別会計繰出金につきましては、先ほど御審議いただきました議案第55号防府市介護保険条例の一部改正に伴いまして、介護保険事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

また、歳入におきましては、この経費に係る国庫負担金及び県負担金をあわせて計上いたしております。

次に、3段目の3項生活保護費2目扶助費の扶助費支給事務費につきましては、生活保護法の一部改正に伴います電算システムの改修に係ります委託料を計上いたしております。

また、歳入におきましては、この経費に係る国庫補助金をあわせて計上いたしております。

次に、8ページ下段から10ページ上段にございます10款教育費1項教育総務費2目事務局費の教育総務課管理経費につきましては、三田尻化学工業株式会社様から会社の創業80周年を記念いたしまして、学校教育の振興のための指定寄附をいただきましたので、教育振興基金への積立金を計上いたしております。

最後に、10ページ下段の14款予備費につきましては、今回の補正の収支をいたしまして、補正後の予備費を1億4,746万1,000円といたしております。

以上、議案第56号につきまして御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。山本議員。

○13番（山本 久江君） 3款民生費、8ページ、9ページですね、3項生活保護費2目扶助費にかかわって、今回、補正予算で住宅扶助等の上限額の見直し等に伴う電算シ

システムの改修という予算が上がっております。お尋ねしたいことは、まず住宅扶助の上限額の見直しにかかわって影響を受ける対象者はどのくらいいるのかという、そういう状況を把握されておられるのかとお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 健康福祉部でございます。

おっしゃるとおり、今回の見直しについて、大きなものの2つの中に住宅扶助基準の見直しがございます。これは、単身者あるいは7人以上は変わりませんが、2人から6人中で、2人のところと6人のところがそれぞれ下がったり上がったりします。そういった改正でございます。今言われた、どのぐらいの対象者があるか、申しわけないんですが今のところ把握しておりません。原課のほうは把握しておると思いますので、またの機会にお知らせできたらと思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 厚生労働省が、これは13日だったと思いますけれども、この住宅扶助の認定に関しまして自治体に文書を通知しておりますが、その中身が、当該世帯の意思や生活状況等を十分に確認をして必要に応じて云々、転居について検討することということで、本人の意思を尊重するよということ、そういう中身の通知を出しております。自治体によっては、既に本人の意思も確認もせずに転居を迫っているというような混乱をしたような状況が生まれているようでございますので、この点で確認をしておきたいんですが、十分に対象者の意思を確認をすると、尊重するということをお願いをしたいと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 転居が必要になった場合、私どものほうがどのように対応しているかではございまいしょうが、結果的な賃貸借契約そのものは御本人さんと不動産会社のほうでされますので、そこまでタッチすることはなく、高額な住居に住まわれておられまして、住宅扶助の金額が決まりがございまして、その差があるとどうしても生活扶助そのものに影響がありますので、もう少し安いほうへ行ったらいいんじゃないですかと、そういったお話はさせていただきますが、結果的にそれを強要するものは一切してないというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 改めて要望させていただきますが、これは国の国会での答弁でもあるんですけれども、世帯の生活の継続性、それから安定性、選択性の観点から十分

な配慮が必要だということで、そうした意味からいきますと、今回の措置による転居指導では、限度額を相当に上回る家賃であるとか、それから明らかに最低生活に支障があると認められた場合と、こういった形で限定されるべきであろうというふうに私自身は考えております。そういった意味で、御本人の御意思をしっかりと尊重した形での指導がなされるように要望いたしておきます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 何点かありますが、まず最初に今、山本議員から聞かれました生活保護費に関してですが、今回出されておりますのは電算業務の委託料ということで、この中で生活保護法の改正ということで大きく2点というふうに言われて、そのうちの1点について、今、議論がされたわけですが、その中で住宅上限額の見直しということで、2人世帯は保護費が下がる、6人世帯は若干上がるというような形のお話だったと思うんですが、そういう形でいくと、2人世帯と6人世帯とどちらが多いかと考えれば、2人世帯のほうが多いと思いますので、上がったたり下がったりする金額がわかりませんが、そういうことになると、これはトータルでいけば、そういった保護費は下がることになるのか。

それからもう一つ、冬季加算というふうに言われましたが、冬季加算についてはこれはやっぱり上がることになるのか下がることになるのか、これについてお答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 健康福祉部でございます。

住宅扶助については、先ほどの2人世帯と6人世帯の変化、それから、今言われたように、もう一つの改正点は冬季加算でございます。これは10月からの施行で、防府の場合11月からになります。単身世帯では80円落ちます。それから、4人世帯で170円落ちます。逆に2人世帯、3人世帯、ここが210円と、50円上がると。わずかではございますが、2人世帯、単身世帯のところからいけば、全体として同じぐらいかなと。全体としては先ほどの住宅扶助の若干の減がございましたので――住宅扶助には世帯上限だけでなく、もう一つ床面積もございます。トータルとしては、今のところわずかには下がるのかなというふうには思っております。これは精査してみないとわかりませんが。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） わかりました。

それから、教育費について、こういったありがたい会社の創立何十周年という形で寄附がいただけることはありがたいわけですが、それが基金という形で積み立てるということは、ある意味ではもうちょっと市として、もうちょっとこの辺の、こういうことで受け入れるというようなものが、政策的なものが今なかったから、当面積み立てるというふうにも聞こえるわけですが、この教育振興基金というものが、この100万円を積み立てることによって残高がどれぐらいになるのか。それと今後、どういうことにこれが、崩すと、基金ですから崩して使うということを今時点では、選択肢として幾つかあると思うんですが、想定されるのか、これについてお答えください。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 教育委員会でございます。

今、お尋ねのありました寄附金の件なんですが、まず寄附の申し出がありました際に、どういう使途で御希望でしょうかという交渉をいたしております。多いのは、学校図書室への図書の寄贈に充ててほしいとか、そういうこともございますが、このたびは相手様のほうは特段使途を特定されませんでしたので、私ども、過去にもこれ、ずっとありますが、教育振興基金という制度を持っております。これは、寄附前の残高が7,638万1,918円となっております。これにこのたび積み立てる予定となっております。

なお、この基金につきましては、防府市基金条例というのがございます。防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例というのがございまして、その第7条とそれから9条に振興基金についての記述がございますが、振興基金はこれを崩すことができないと、処分ができないと、そしてその利益から、運用から生ずる利益、いわゆる収益でございます。これにつきましては、「市内の小学校及び中学校の教材費の財源に充てるものとする」というふうに条例で定められております。

したがって、現在、利率は余り高くないんですが、収益が大体26年度で申しますと66万8,663円の収益が上がっております。66万8,663円でございます。これを学校の備品ということで、今年度は牟礼小学校のピアノの購入に充当するというふうにしております。大体、毎年、小・中学校の大型備品に充てるように、計画的に執行しております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 長く教育民生あるいは教育厚生におりながら、ちょっと、そういえば過去の議会のやりとりを思い出して今聞いておりましたが、そういう形で以前から確かにピアノなどを購入されておるといのはわかりますが、今の7,000万円の基

金で66万円の運用利益という形になると、100万円であれば1万円いかない運用益ということになるわけで、今の低金利の時代に、やはりこういう形で基金として使うということが、利息で使うということが本当に適切なかどうか、若干そういう形であれば100万円ということであれば、それはもう使ってしまうと一度で終わりになるんですが、その辺について、一度考え直す時期ではないかという気もいたしますので、この辺は条例を変えないと、そこは難しいのかもしれませんが、今後の検討の課題としていただきたいということを述べておきたいと思います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りをいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） この予算は、先ほど審議しました介護保険の条例の改正に伴うもの、あるいは国の法改正に基づく電算事務に関するもの、あるいは基金という形で寄附金を受け入れるものということですので、執行部の説明をこの点は理解をして賛成をいたします。

それから、企画費の地域創生推進事業については、1点だけ意見ということで申し上げますが、全国移住ナビデータベースというようなものが、今後これに基づいてつくられるというふうに聞いております。その中で、生活情報を既存のGISシステム、防府市のGISシステムから情報を取得してそれに入れていくということですが、防府市の既存のGISシステムということでいくと、そこに入っている情報の量というのは、他市と比べて必ずしも多いとは言えない状況だろうと思います。全国的なこういったデータベースがつくられることになると、これは見劣りがするということにならないように、この辺今後、予算措置などを考えていただきたいということも意見として申し上げて賛成をいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第56号については、原案のとおり可決されました。

議案第 57 号平成 27 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（安藤 二郎君） 議案第 57 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第 57 号平成 27 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして御説明を申し上げます。

先ほど御審議いただきました議案第 55 号防府市介護保険条例の一部改正に伴いまして、歳入の補正を行うものでございます。

事項別明細書の 4 ページをお願いいたします。

上段の 1 款介護保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料におきましては、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の減額を行うとともに、下段の 7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 5 目低所得者保険料軽減繰入金におきまして、一般会計からの繰入金を同額計上をいたしております。

以上、議案第 57 号につきまして御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 57 号については、原案のとおり可決されました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、今期臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

これもちまして、平成 27 年第 2 回防府市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前 10 時 54 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 27 年 5 月 18 日

防府市議会議長 安 藤 二 郎

防府市議会議員 高 砂 朋 子

防府市議会議員 和 田 敏 明

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年5月18日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員